

# インターネットを経由するコンテンツ配信サービスの発展が既存の情報通信制度に与える影響に関する研究

松宮 広和 群馬大学社会情報学部情報社会科学科准教授

## 1 本研究の目的

本研究は、ブロードバンド・サービスの普及によってもたらされる、インターネットを経由するコンテンツ配信サービスの発展が既存の情報通信制度に与える影響に関して経済法学的視点から研究を行い、近未来における制度的枠組みのあり方を模索することをその目的とする。

## 2 本研究の意義

本研究の意義は、以下のとおりである。「(電気)通信と放送との融合」は、既に1980年代の米国において、予見されていた。しかし、その当時、当該語は、専ら、回線交換型の音声通話サービスを提供する地域電話会社、及び「多チャンネル・ビデオ・プログラム配信」(='Multichannel Video Programming Distribution'/以下「MVPD」)サービスを提供するケーブル事業者が、従来は事実上の独占を享受してきた各々の事業から相手側の事業に相互に参入することによって、各々の市場において新たに(少なくとも複占という形で)競争が成立することを意味していた。すなわち、これらのサービスの提供者の増加にともなう競争の導入が期待される一方で、既存のサービスの範疇は原則として維持されることが想定されていた。しかし、1990年代中頃以降のインターネット通信の発展、特に、近時のブロードバンド・サービスの普及、及びそれを支える技術革新がもたらした「IPへの収束」(='IP Convergence')は、大規模な施設又は設備を保有しない、中小規模の事業者又は一般のエンド・ユーザーによる動画含むコンテンツの配信を可能として、真の意味での「(電気)通信と放送との融合」を実現しつつある。しかし、既存の法体系は、前述の様な技術革新及びそれがもたらした競争環境の変化を、必ずしも想定して構築されている訳ではない。そのため、以下の2点に対する検討が必要となる。

第1に、インターネットを経由するコンテンツ配信サービスを提供する事業者に対する規制のあり方である。インターネット通信の発展は、ある事業者の従前の主たる事業、保有する施設又は設備の種類等に関わらず、多岐にわたる物理的ネットワーク上での多様なコンテンツの伝送を可能としてきた。また、それは、高速のデータ通信を可能とするローカル通信ネットワークと全国(又は世界)規模の長距離通信ネットワークとの結合を要求した。更に、それは、通信料金の算定において「距離」が有する意味と同時に、「時間」が有する意味を決定的に変更した。しかし、このことは、先進諸国では1980年代以降に実現されてきた通信事業への競争導入に際して構築された競争の枠組みのあり方にも再検討を要求することとなった。同時に、それは、既存の電話会社を中心とする電気通信事業者と、ケーブル事業者に代表されるそれ以外の事業者に対する従前の規制における非対称性が有する問題等も、顕在化させてきた。近時では、特に「ネットワークの中立性」(='network neutrality')をめぐる議論という形で、当該問題が、政策的議論の対象となってきた。本研究では、報告者の従来からの研究を更に進める形で、現在主たる議論の対象となっているインターネット・サービスのみならず、インターネットを経由するコンテンツ配信サービスも含めた形で通信事業者に対する規制のあり方に対する検討を行う。

第2に、インターネットを経由するコンテンツ配信サービス及び既存の放送サービスに対する規制のあり方である。近い将来、インターネットを経由するコンテンツ配信サービスが普及し、その一部は、社会において既存の放送サービスに代替する機能を果たすことが可能となることが予測される。その様な時点では、特に公共インターネットを経由するコンテンツ配信サービス(これは、情報サービスとして規制される)市場において、放送事業者とそれ以外の(従来は電気通信事業を主たる事業として営んできたものを含む)事業者が競争する状況が発生する。そして、これらの事業者間に競争環境の著しい不均衡が存在することが顕在化し、改めて放送事業者の存在意義が、問われることが予測される。本研究では、放送事業者の存在意義を問うことも含めて、近未来における、インターネットを経由するコンテンツ配信サービス及び既存の放送サー

ビスに対する規制のあり方に対する検討を行う。これらの研究は未だに必ずしも十分なものではなく、それを実施する意義を十分に有するものと考えられる。

### 3 本研究の概要

報告者は、前述した論点に関連する研究を行い、末尾に記載した研究成果を公表した。以下では、紙面の都合上、近時の米国で発生した2件の大型合併に対する検討を行った、拙稿「近時のアメリカ合衆国における電気通信事業者間の大型合併をめぐる議論について-SBC Inc. と AT&T Corporation との合併及び Verizon Communications Inc. と MCI, Inc. との合併を中心に-」 群馬大学社会情報学部研究論集 第15巻 71頁以下(2008年)の概要について、解説を行う。

#### 3-1 はじめに

本稿は、近時の情報通信市場における大幅な競争環境の変化がもたらした、地域 Bell 電話会社と大規模な長距離通信事業者との合併である、SBC Communications Inc. と AT&T Corporation との合併及び Verizon Communications Inc. と MCI, Inc. との合併に対する検討を通じて、「IP への収束」(= 'IP Convergence') が実現されつつある同国における規制の現状と今後の課題について、考察を行うことをその目的とする。

#### 3-2 インターネット通信が既存の情報通信制度に与えてきた影響について

##### (1) インターネット及びその技術的・制度的な特徴について

インターネットは、技術的には、各々が独立したネットワークを共通の「インターネット・プロトコル」(= 'Internet Protocol' /以下「IP」)で接続する形で成立した<sup>1</sup>。そのため、各々のネットワークに接続される機器及びそこで使用されるアプリケーション等の技術的な仕様の決定は、多様性を有する<sup>2</sup>。

制度的にも、インターネットは、新たな枠組みを構築した。回線交換型の「公衆電話交換網」(= 'Public Switched Telephone Network' /以下「PSTN」)を使用する電話通信は、例えば、「インター・エクスチェンジ・キャリア/長距離通信事業者」(= 'Inter Exchange Carrier(s)' or 'Interexchange Carrier(s)' /以下「IXC(s)」)に対する「ローカル通信事業者」(= 'Local Exchange Carrier(s)' /以下「LEC(s)」)との相互接続義務<sup>3</sup>、又はその際の「(広義の)アクセス・チャージ」(= 'access charge')<sup>4</sup>の支払義務等の、制度化された法的義務にもとづく。一方、インターネット通信においては、ネットワーク間の相互接続は、原則として、概念的に隣接する通信網の同意にのみもとづき、その可否及びその料金に相当する「ピアリング・フィー」(= 'peering fee')の支払い等を規律する法的又は制度的な枠組みは、基本的に存在しない<sup>5</sup>。また、パケット交換型の通信の特性を反映して、ピアリング・フィーに代表される料金の支払いは、一般的には「定額制」(= 'flat rate')で支払われ、また、サービスの提供に際して事業者は最善努力義務のみを負う「ベスト・エフォート」(= 'best effort(s)')型の事業形態が、一般的である。

<sup>1</sup> 例えば、拙稿「インターネット接続のブロードバンド化が電気通信事業に与える影響について」六甲台論集(法学政治学篇) 48巻3号 1頁以下(2002年)、特にその[1.1]等を参照のこと。

<sup>2</sup> Douglas E. Comer, The Internet Book 110 (3d ed. 2000)等を参照。

<sup>3</sup> ローカル通信におけるLEC(s)相互接続の場合には、発信側のLEC(s)から着信側のLEC(s)に対して相互接続料金が支払われる。

<sup>4</sup> 「アクセス・チャージ」とは、LEC(s)との接続に際して、「ユニバーサル・サービス」(= 'universal service')を目的として、IXC(s)及びエンド・ユーザーが支払いを義務付けられる相互接続料金のことである。「(広義の)アクセス・チャージ」とは、LEC(s)が保有する通信回線に対する使用料金とユニバーサル・サービスを目的としてIXC(s)に対して賦課される「事業者アクセス・チャージ」(= 'Common Carrier Line Charge' /以下「CCLC」)とを含む。概して、CCLCは、エンド・ユーザーが支払う長距離通信料金の約40%に達する。

<sup>5</sup> Graham J. H. Smith (ed.), Internet Law and Regulation 4 (2d ed. 1997).

## (2) インターネットが既存の情報通信市場に与えた影響について-特に 1996 電気通信法が想定した競争環境との関係で-

「1996年電気通信法」(= 'the Telecommunications Act of 1996')<sup>6</sup>の主要な目的は、(a) ローカル電話市場における競争の促進、(b) 「多チャンネル・ビデオ・プログラム配信」(= 'Multichannel Video Programming Distribution' /以下「MVPD」)市場における競争の促進、及び(c) 地上波放送局の競争力の維持・促進である<sup>7</sup>。1996年電気通信法は、(a)に関連して、「連邦法による専占」(= 'preemption')<sup>8</sup>を明記し、全ての電気通信事業者に対する「非差別的」(= 'indiscriminate')な「相互接続」(= 'interconnection')を行う義務<sup>9</sup>、全ての「既存のローカル通信事業者」(= 'incumbent Local Exchange Carrier(s)' /以下「iLEC(s)」)に対する「アンバンドルされたネットワーク構成要素」(= 'Unbundled Network Element(s)' /以下「UNE(s)」)を提供する義務を賦課する<sup>10</sup>。更に、同法は、全てのLEC(s)に対して、それらのサービスの「再販売」を行う義務を賦課し<sup>11</sup>、かつ、全てのiLEC(s)に対しては、それらが提供するサービスを、「一括」(= 'bulk')かつ「卸売料金」(= 'wholesale rates')で、その他の事業者に対して「再販売」する義務を賦課する<sup>12</sup>。

次に、同法は、(b)に関連して、従前の「ビデオ・ダイヤル・トーン」(= 'Video Dial Tone' /VDT)<sup>13</sup>に代替する「オープン・ビデオ・システム」(= 'Open Video Systems' /以下「OVS」)<sup>14</sup>を導入した。また、既存のケーブル事業に対する規制も、料金規制を含めて大幅に緩和した<sup>15</sup>。

これらの制度の導入によって、同法は、ケーブル事業者(及びそれと合併することも想定されていたIXC(s))とLEC(s)との間で、従来は各々が事実上の独占を享受してきた、音声通話サービス市場及びMVPDサービス市場の双方における競争が発生することを想定していた<sup>16,17</sup>。

## (3) 問題の所在

問題は、インターネット通信の発展が、1996年電気通信法の起草者の想定を遙かに超えて進行したことである。1990年代末以降には、IXC(s)とケーブル事業者との一連の大型合併が発生したが、これらは、何れも成功しなかった。一方、インターネット通信の普及は、IXC(s)の業績を顕著に悪化させた<sup>18</sup>。結果として、政策立案者によって当初想定されていた「地域 Bell 電話会社」(= 'Regional Bell Operating Company(-ies)' /以下「RBOC(s)」)とIXC(s)との間の競争関係が、消滅し、長距離通信及びローカル通信を実現する統合された通信ネットワークの確立を目的として、前者が主導する後者との合併が、顕在化した。

<sup>6</sup> The Telecommunications Act of 1996, Pub. L. No. 104-104; 110 Stat. 56 (1996) (codified as amended at 47 U.S.C. § § 151-714 (1999)).

<sup>7</sup> H.R. Rep. No. 204, 106th Cong., 1st Sess. 48 (1995), reprinted in 1996 U.S. Cong. & Adm. News, 10, 11.

<sup>8</sup> 47 U.S.C. § 253 (a), (c) (2007).

<sup>9</sup> 47 U.S.C. § 251 (a) (2007).

<sup>10</sup> 47 U.S.C. § 251 (c) (3) (2007).

<sup>11</sup> 47 U.S.C. § 251 (b) (1) (2007).

<sup>12</sup> 47 U.S.C. § 251 (c) (4) (2007).

<sup>13</sup> In the Matter of Telephone Company-Cable Television Cross-Ownership Rules, Sections 63.54 - 63.58, CC Docket No. 87-266, 7 FCC Rcd 5781, FCC 92-327 (rel. Aug. 14, 1992).

<sup>14</sup> 47 U.S.C. § 573 (2007).

<sup>15</sup> 47 U.S.C. § 543 (2007).

<sup>16</sup> Patricia Aufderheide, Communications Policy and the Public Interest: The telecommunications act of 1996, at 48 (1999).

<sup>17</sup> ケーブル事業者とiLEC(s)が相手側の市場に相互参入することによる競争の創出を提言する最も初期の著作としては、Eli M. Noam, Towards An Integrated Communications Market: Overcoming the local monopoly of cable television, 34 Fed. Comm. L. J. 209, 257 (1982)が存在する。

<sup>18</sup> 当該問題を含めて、より広くインターネット通信の法的性質とそれがもたらす問題については、拙稿「インターネット・サービス・プロバイダーへの通信を長距離通信であると認定したFCCの判断の破棄・差戻しを命じたアメリカ合衆国連邦控訴裁判所の判決について-ユニバーサル・サービスをめぐる議論を中心に-」公正取引 599号 (2000年10月号) 72頁以下 (2000年)等を参照のこと。

### 3-3 SBC Communications Inc. と AT&T Corporation との合併事件及び Verizon Communications Inc. と MCI, Inc. との合併事件について

#### (1) 事実の概要

SBC Communications Inc. (以下「SBC社」)<sup>19</sup>及びVerizon Communications Inc. (以下「Verizon Communications社」)<sup>20</sup>は、1984年のAT&T Corporation(以下「AT&T社」)<sup>21</sup>分割で同社から分離したRBOC(s)である。AT&T社及びMCI, Inc. (以下「MCI社」)<sup>22</sup>は、全米最大及び第2位のIXC(s)であった。

前述の様な状況は、これらの RBOC(s)と全米規模の IXC(s)を当事者とする、2つの大型合併を導いた。しかし、これらの合併の承認は、「アメリカ合衆国司法省」(='Department of Justice'/以下「DOJ」)と当時の AT&T 社との間の 1983 年の「修正同意判決」(='Modified Final Judgment'/MFJ)<sup>23</sup>にもとづく、1984 年の同社の分割以来存続してきた通信事業における競争の枠組みの変更をも意味する。そして、連邦政府の当局は、これらの合併に対する合併審査を行った。

#### (2) 監督当局の判断

##### (a) SBC社によるAT&T社の買収

2005年1月31日、SBC社は、AT&T社との間で、前者の完全子会社とAT&T社を合併させ、同社をその完全子会社とする形で、約160億合衆国ドルで買収する合意を締結したことを発表した。同年10月27日、DOJは、SBC社によるAT&T社の買収は、当初のまま遂行される場合には、「クレイトン法」(='the Clayton Act') § 7<sup>24</sup>に違反し得ると判断し、当該買収に条件を賦課することを、DOJとSBC社及びAT&T社との間の「同意判決」(='consent decree')を提案する「訴状」(='complaint')<sup>25</sup>の形で明らかなものとした。同時に、DOJは、提案される同意判決<sup>26</sup>を公表した。当該判断に際して、DOJの反トラスト部は、(1)「ローカル専用線」

<sup>19</sup> SBC社(当初はSouthwestern Bell Corporation)は、1984年のAT&T社分割で誕生したRBOC(s)の1つであり、デラウェア州法にもとづいて設立された、テキサス州San Antonio市に本社を有する持株会社であった。同社は、1997年に同じくRBOCであったPacific Telesis Groupを、1998年にSouthern New England Telecommunications Corporationを、更に、1999年にAmeritech Corporationを買収して、その規模を拡大し、当該合併の公表時には、ローカル通信サービスの提供地域を米国中西部の13箇州に拡大していた。また、同社は、BellSouth Corporationとのジョイント・ベンチャー/合併事業であるCingular Wireless LLCの経営にも参画していた。

<sup>20</sup> Verizon Communications社は、デラウェア州法にもとづいて設立された、ニュー・ヨーク州New York市に本社を有する公開会社であった。同社は、ローカル通信サービスを、(旧)Bell Atlantic Corporationの営業地域を中心とする、全米北東部の13箇州と1箇特別区、並びに、(旧)GTE Corporationがサービスを提供していた地域を中心とする15箇州及び1箇連邦領の、合計28箇州、1箇特別区及び1箇連邦領で提供し、また、ブロードバンド・サービスを全米の28箇州及びコロンビア特別区で提供していた。更に、同社は、2000年に形成されたVodafone Group Plcとのジョイント・ベンチャー/合併事業であり、Verizon Wirelessとして全米最大の無線通信事業の1つを営んでいるCellco Partnershipの所有権の55%を保有し、その経営に参画していた。

<sup>21</sup> AT&T社は、1885年にニュー・ヨーク州法にもとづいて設立された、ニュー・ジャージー州Bedminster町に本社を有する公開会社であった。本件合併が公表された時点において、同社は、全米及び世界的な長距離通信ネットワークを保有し、国内及び国際の、卸売り及び小売りを含む、多岐に渡る情報通信サービスを提供していた。それらは、マス・マーケット及び事業者顧客向けの、有線及び無線技術による、音声通話、データ通信及び運営のサービスを含む。また、同社は、合衆国政府に対する通信サービスの最も顕著な提供者の1つであった。

<sup>22</sup> MCI社は、デラウェア州法にもとづいて設立された、ヴァージニア州Ashburnに本社を有する公開会社であった。同社の前身であるWorldCom, Inc. 及び事実上全てのその内国子会社は、2002年7月21日、ニュー・ヨーク南部地区破産裁判所に連邦破産法11章にもとづく任意の申立てを行い、その後の2004年4月20日の再生にもなっており、同社の商号を現在のものに改めた。同社は、持株会社として機能し、その子会社を通じて、多岐に渡るサービスを提供していた。それらは、マス・マーケット及び事業者顧客向けの、有線及び無線技術による、音声通話、データ通信及び運営のサービスを含む。

<sup>23</sup> United States v. AT&T, 552 F. Supp. 131 (D.D.C. 1982), *aff'd sub nom.* Maryland v. United States, 460 U.S. 1001 (1983).

<sup>24</sup> 15 U.S.C. § 18 (2005).

<sup>25</sup> United States v. SBC Communications, Inc., Civil Action No. 1:05CV02102, Complaint (D.D.C. filed Oct. 27, 2005) (以下「DOJ SBC/AT&T Complaint」).

<sup>26</sup> United States v. SBC Communications, Inc., Civil Action No. 1:05CV02102, Final Judgment (D.D.C. filed Oct. 27, 2005) (以下「DOJ SBC/AT&T Consent Decree」).

(= 'local private line(s)') サービス、(2) 「家庭内のローカル(電話) サービス」 (= 'residential local service(s)') 及び(3) 「家庭内の長距離(電話) サービス」 (= 'residential long distance service(s)')、(4) 「インターネット・バックボーン・サービス」 (= 'Internet backbone service(s)')、並びに(5) 「事業者顧客に提供される多岐にわたる電気通信サービス」 (= 'a variety of telecommunications service(s) provided to business customer(s)') を含む、申請者が互いに競争する全ての領域を捜査した<sup>27</sup>。そして、当該部は、ローカル専用線(及びそれに依存する音声及びデータの電気通信サービス)の市場のみにおいて、当該合併が、申請者の営業地域内に存在する11の「大都市地域」 (= 'Metropolitan Area(s)') に存在する、SBC社及びAT&T社の2社のみが直接の有線接続を所有又は支配する幾つかの建造物における競争を著しく減殺させ得ると認定した<sup>28</sup>。当該問題を解決する目的で、反トラスト部は、申請者に対して、前記の大都市地域内における幾つかの建造物への「ラテラル・コネクション/ラテラル接続」 (= 'Lateral Connection(s)')<sup>29</sup>における「(光)ファイバーのストランド」 (= 'fiber strand(s)') に対する「取消権が留保されていない使用权」 (= 'Indefeasible Rights of Use' /以下「IRU(s)」)<sup>30</sup>を含む「剥奪資産」 (= 'Divestiture Assets')<sup>31</sup>を、各々の都市において1つの購入者である非関連の「取得者」 (= 'Acquirer(s)') に対して譲渡することを命じた<sup>32</sup>。一方、当該部は、これらの都市以外においては、既存の競争、出現しつつある(科学)技術、変化しつつある競争環境、及び例外的に大きな合併特有の効率性によって、当該合併は、競争を阻害することはないであろうし、かつ、消費者に利益をもたらすであろう、と結論付けた<sup>33</sup>。また、DOJは、前記の市場以外では、反競争の効果を認定しなかった。

2005年10月31日、「1934年通信法」 (= 'the Communications Act of 1934') § 214 (a)<sup>34</sup>及び§ 310 (d)<sup>35</sup>及び「ケーブル・ランディング許可法」 (= 'the Cable Landing License Act') § 2<sup>36</sup>にもとづく審査を行っ

<sup>27</sup> U.S. DOJ, Justice Department Requires Divestitures in Verizon's Acquisition of MCI and SBC's Acquisition of AT&T Divestitures in 19 Metropolitan Areas Preserve Competition for Certain Business Telecommunications Services, ¶ 1 (rel. Oct. 27, 2005) (以下「DOJ SBC/AT&T & Verizon/MCI, News」).

<sup>28</sup> DOJ SBC/AT&T Complaint, *supra* note 25, ¶ 3.

<sup>29</sup> 「ラテラル・コネクション/ラテラル接続」は、「建造物への「導入点/入力点」 (= 'the point of entry') から別個の建造物に奉仕する目的で使用される(光)ファイバーとの「繋込点」 (= 'splice point(s)') までの「(光)ファイバーのストランド」 (= 'fiber strand(s)') を意味し、以下の多いものから構成されなければならない (1) 8の(光)ファイバーのストランド又は(2) 当該訴状の(正式)手続きの時点で測定される建造物に奉仕する、AT&Tの施設において現在は使用されていない(光)ファイバーのストランドの1/2。当該(光)ファイバーのストランドは、SBC又はAT&Tの何れかによって所有される又は支配されるものから、被告及び取得者による相互の合意にもとづいて、提供され得る。」と定義される。DOJ SBC/AT&T Consent Decree, *supra* note 26, ¶ II. F.

<sup>30</sup> IRU(s)は、「長期の「リース/(賃)貸借/期間使用权契約上の利益」 (= 'leasehold interest') であって、当該保有者に対して、ある電気通信施設において特定された(光)ファイバーのストランドを使用する権利を付与するものを意味する。この最終同意判決のもとで、被告によって付与されるIRU(s)は、以下のものでなければならない (1) 最低10年間のものであること; (2) 当該取得者に対して、その権利を維持する又は利用する目的で、月極料金又はその他の繰り返される料金/反復料金を要求しないこと; (3) 当該IRU(s)を、当該取得者によって、電気通信サービスを提供する目的で使用されることを可能とするために必要な、全ての追加的権利及び利益を含むこと; 及び (4) 「発生ベース」 (= 'on a per occurrence basis') での維持費用の様な、「アンシラリー・サービス/付随的サービス」 (= 'ancillary service(s)') に対する「譲渡人」 (= 'grantor(s)') への支払いのための(契約の)条項を含む、その他の合理的、かつ、慣習的な(契約の)条項を含むこと; 並びに(5) 当該取得者の、それが希望する資産を使用する権利を、非合理的に制限しないこと(例えば、当該取得者は、当該IRU(光)ファイバーに繋ぎ込むことを許可されなければならない、但し、当該「繋込点」 (= 'splice point(s)') は、被告及び取得者によって、互いに合意されなければならない。)」と定義される。Id. ¶ II. E.

<sup>31</sup> 「剥奪資産」は、「「添付書類A」 (= 'Attachment A') に記載される位置/ロケーションへの「ラテラル・コネクション/ラテラル接続」のためのIRU(s)及び以下に述べられる十分な伝送、並びにこれらの資産が、取得者によって、電気通信サービスを提供する目的で使用されることを可能とする目的に必要な全ての追加的権利を意味する。当該「剥奪資産」は、合衆国の唯一の判断のもとで、その承認に服して、被告及び当該取得者によって互いに合意された位置/ロケーションへの「ラテラル・コネクション/ラテラル接続」を接続するために十分な伝送施設へのIRU(s)を含む。「剥奪資産」の語は、資産の完全な剥奪及びこの最終合意判決の目的を遂行[完成]する目的で、広く解釈されなければならない。合衆国の承認によって、その唯一の裁量のもとで、当該「剥奪資産」は、この最終合意判決の競争的目的を充足させるためには必要でない、資産及び権利を除外する目的で修正し得る。」と定義される。Id. ¶ II. D.

<sup>32</sup> Id. ¶ IV.

<sup>33</sup> DOJ SBC/AT&T & Verizon/MCI, News, *supra* note 27, ¶ 1.

<sup>34</sup> 47 U.S.C. § 214 (a) (2005).

<sup>35</sup> 47 U.S.C. § 310 (d) (2005).

<sup>36</sup> 47 U.S.C. § 35 (2005).

た後に、「連邦通信委員会」(= 'the Federal Communications Commission' /以下「FCC」)は、SBC社とAT&T社との合併(及びVerizon Communications社とMCI社との合併)を承認したことを発表し<sup>37</sup>、同年11月17日、FCCによる同意命令<sup>38</sup>を公表した。FCCは、当該同意命令において、これらの合併が、消費者に対する公共の利益の便益、国家の安全/セキュリティ、申請者に対する規模及び範囲の経済の増大、及び消費者に対する費用の削減において効用をもたらすと結論付けた。FCCによる合併の競争(促進)的効果の分析は、(1)「卸売の特別アクセス」(= 'wholesale special access')<sup>39</sup>、(2)「企業向けの小売」(= 'retail enterprise')、(3)「マス・マーケット」(= 'mass market')、(4)「インターネット・バックボーン」(= 'Internet backbone')、(5)「卸売の交換」(= 'wholesale interexchange')(すなわち、卸売の長距離)、及び(6)「国際サービス」(= 'international service')という6つのサービスに対して行われた。そして、FCCは、卸売の特別アクセスの市場のみにおいて、SBC社の営業地域における、AT&T社が直接的な接続を有する唯一の競争的キャリアである限られた数の建造物において、当該合併は、反競争的效果を有し得る、と認定した<sup>40</sup>。しかし、FCCは、2005年10月27日に、DOJと申立人との間で締結された提案された同意判決<sup>41</sup>が、この潜在的な損害を適切に取り扱う、と認定し、それ以外の市場においては反競争的效果を認定しなかった。また、FCCは、当該命令において、「強制可能な条件」(= 'enforceable condition(s)')として、申請者によって行われる、幾つかの任意の「コミットメント」(= 'commitment')<sup>42</sup>を採用し、当該合併を承認する条件<sup>43</sup>とした。

米国では、クレイトン法 § 5、すなわち、「Tunney法」(= 'the Tunney Act')<sup>44</sup>にもとづいて、連邦裁判所の裁判官に対して、合併の可否を審査する権限が付与されている。DOJ及びFCCによる本件合併の承認並びに申請者の合併手続きの完了の後、2007年3月29日、コロンビア特別区連邦地方裁判所のEmmet G. Sullivan判事は、本件合併の申請者とDOJとの同意判決について、本件と後述するVerizon Communications社によるMCI社の買収事件とを統合した後に、それらを承認する旨の命令<sup>45</sup>を、その判決<sup>46</sup>とともに公表し、これらの合併は、最終的に承認されることとなった。そして、2005年11月18日、SBC社とAT&T社との合併が、完了した。

#### (b) Verizon Communications社によるMCI社の買収

2005年2月14日、Verizon Communications社は、MCI社をその完全子会社とする形で買収する合意を締結したことを発表した。同年10月27日、DOJは、FCCの判断に先行して、Verizon Communications社によるMCI社の買収は、当初のまま遂行される場合には、クレイトン法 § 7に違反し得ると判断し、当該買収に条件を賦課することを、DOJとVerizon Communications社及びMCI社との間の同意判決を提案する訴状<sup>47</sup>の形で明らかなものとし、同時に、DOJとVerizon Communications社及びMCI社との間の提案される同意判決

<sup>37</sup> FCC, FCC Approves SBC/AT&T and Verizon/MCI Mergers; Transactions Offer Significant Public Interest Benefits, 2005 FCC LEXIS 5917 (rel. Oct. 31, 2005) (以下「FCC Verizon/MCI & SBC/AT&T, News」).

<sup>38</sup> In the Matter of SBC Communications Inc. and AT&T Corp. Applications for Approval of Transfer of Control, WC Docket No. 05-65, Memorandum Opinion and Order, FCC 05-183 (rel. Nov. 17, 2005) (以下「FCC SBC/AT&T Order」).

<sup>39</sup> FCCは、「特別アクセス」を、「2つの場所の間に専用の伝送リンク」と定義する。In the Matter of Special Access Rates for Price Cap Local Exchange Carriers; AT&T Corp. Petition for Rulemaking to Reform of Incumbent Local Exchange Carrier Rates for Interstate Special Access Services, WC Docket No. 05-25, RM-10593, Order and Notice of Proposed Rulemaking, 20 FCC Rcd 1994, 1997, ¶ 7, FCC 05-18 (rel. Jan. 31, 2005).

<sup>40</sup> FCC SBC/AT&T Order, *supra* note 38, ¶¶ 24-55.

<sup>41</sup> See *supra* note 26.

<sup>42</sup> Letter from Thomas F. Hughes, Vice President-Federal Regulatory, SBC, to Marlene H. Dortch, Secretary, FCC, WC Docket No. 05-65, Attach. (filed Oct. 31, 2005).

<sup>43</sup> FCC SBC/AT&T Order, *supra* note 38, Appendix F, Conditions.

<sup>44</sup> 15 U.S.C. § 16 (2005).

<sup>45</sup> United States of America v. SBC Communications, Inc. and AT&T Corp.; United States of America v. Verizon Communications, Inc. and MCI, Inc., Civil Action Nos. 05-2102 and 05-2103 (EGS), Order (D.D.C. Mar. 29, 2007), available at <<http://www.usdoj.gov/atr/cases/f222200/222299.htm>> (visited Apr. 15, 2007).

<sup>46</sup> United States of America v. SBC Communications, Inc. and AT&T Corp.; United States of America v. Verizon Communications, Inc. and MCI, Inc., Civil Action Nos. 05-2102 and 05-2103 (EGS), Opinion (D.D.C. Mar. 29, 2007), available at <<http://www.usdoj.gov/atr/cases/f222200/222298.htm>> (visited Apr. 15, 2007).

<sup>47</sup> United States v. Verizon Communications Inc., Civil Action No. 1:05CV02103, Complaint (D.D.C. filed Oct. 27, 2005).

<sup>48</sup>を公表した。SBC社とAT&T社との合併と同様に、当該合併においても、競争の実質的制限を未然に防止することを目的として、前者の営業地域内に位置する8つの「大都市地域」に存在する数百の建造物への「ラテラル・コネクション/ラテラル接続」<sup>49</sup>における「(光)ファイバーのストランド」に対するIRU(s)<sup>50</sup>の剥奪のみが命じられた<sup>51</sup>。

2005年10月31日、FCCは、1934年通信法 § 214 (a)及び§ 310 (d)及びケーブル・ランディング許可法 § 2にもとづく審査を行った後に、Verizon Communications社とMCI社との合併(及びSBC社とAT&T社との合併)を承認したことを発表し<sup>52</sup>、同年11月17日、FCCによる同意命令<sup>53</sup>を公表した。FCCは、当該合併が、特別アクセス市場における反競争効果を有し得る、と認定した<sup>54</sup>。しかし、FCCは、2005年10月27日に、DOJと申立人との間で締結された提案された同意判決<sup>55</sup>が、この潜在的な損害を適切に取り扱う、と認定した<sup>56</sup>。本件における、審査の対象、FCCによる判断及び申請者によるコミットメントの内容(Alascom, Inc.に関する事項を除く)は、SBC社とAT&T社との合併におけるそれらとほぼ同様である。FCCは、申請者による幾つかの任意のコミットメント<sup>57</sup>を採用し、それを条件<sup>58</sup>として、当該合併を承認した<sup>59</sup>。

その後、[3-3](2)(a)で前述した様に、当該合併は、コロンビア特別区連邦地方裁判所によっても、最終的に承認された。そして、2006年1月6日、Verizon Communications社とMCI社との合併が、完了した。

### (3) [小括]

以上の経緯を経て、これらの合併は完了した。また、これらに先行して、米国の長距離通信市場における第3位の事業者であったSprint Corporationも、移動体通信事業者であるNextel Communications, Inc.と合併し、同国における専業のIXC(s)は、消滅した。

## 3-4 考察

### (1) 所謂「1996年電気通信法以後」の通信政策について-特に固定系の通信サービスに関するものを中心に-

RBOC(s)を当事者とするこれらの2つの大型合併は、IXC(s)とILEC(s)との間の競争促進をも意図した1996年電気通信法が想定する米国の電気通信市場における競争環境のみならず、両者を分離した1984年のAT&T社分割の際に想定された競争環境にも根本的な変革をもたらした。本件合併に際して示された当局の判断は、概して、以下の2点において、大きな意義を有する。

第1に、所謂「1996年電気通信法以後」の通信政策、特に固定系の通信サービスの提供者に対する新たな競争上の枠組みについての政策が、事実上形成されたことである。本件合併で、当局は、従前の競争上の枠組みを修正して、1984年に分割されたAT&T社の長距離通信部門とローカル通信部門との統合を承認した。当該修正は、近時の競争環境の劇的な変化に鑑みた場合、一定の範囲で説得力を有し、また、インターネットの物理的構造からも合理的な説明がなされ得る。

<sup>48</sup> United States v. Verizon Communications Inc., Civil Action No. 1:05CV02103, Final Judgment (D.D.C. filed Oct. 27, 2005).

<sup>49</sup> *Id.* ¶ II. F.

<sup>50</sup> *Id.* ¶ II. E.

<sup>51</sup> *Id.* ¶ IV.

<sup>52</sup> FCC Verizon/MCI & SBC/AT&T, News, *supra* note 37.

<sup>53</sup> In the Matter of Verizon Communications Inc. and MCI, Inc. Applications for Approval of Transfer of Control, WC Docket No. 05-75, Memorandum Opinion and Order, FCC 05-184 (rel. Nov. 17, 2005) (以下「FCC Verizon/MCI Order」).

<sup>54</sup> *Id.* ¶ 24.

<sup>55</sup> *See supra* note 48.

<sup>56</sup> FCC Verizon/MCI Order, *supra* note 53, ¶¶ 219-221.

<sup>57</sup> Letter from Ann D. Berkowitz, Associate Director, Federal Regulatory, Verizon, to Marlene H. Dortch, Secretary, FCC, WC Docket No. 05-75 (filed Oct. 31, 2005).

<sup>58</sup> FCC Verizon/MCI Order, *supra* note 53, Appendix G, Conditions.

<sup>59</sup> *Id.* ¶¶ 24, 222-228.

すなわち、本件合併審査において、当局は、インターネットの上流に対しては、新たな「バックボーン市場」を認定し<sup>60</sup>、その中流に対しては、1996年電気通信法によって導入された各種の制度、特にUNE(s)の料金(率)の維持を命じ、更に、その末端部分に対しては、事業者向けの市場特別アクセスを提供する際に必要となる光ファイバーの使用権の一部の剥奪、並びにマス・マーケットの市場における、「スタンド・アローンの」(='stand-alone')xDSLサービスの提供、及びネットワークの中立性を維持する目的での「インターネット政策声明」(='the Internet Policy Statement')<sup>62</sup>と調和する形での業務の遂行、を命じた。概して、これらの当局、特にFCCの判断は、既存のPSTNと長距離電話通信及びローカル電話通信を前提とする既存の競争上の枠組みを、各々が独立したネットワークの集合体とそれを経由するインターネット通信を前提とするものへと、可能な限りの修正を試みた所産であると理解することが可能であるものと思われる。

第2に、競争当局と規制当局との関係のあり方に関する重要な事例が示されたことである。本件では、競争当局であるDOJが、規制当局であるFCCと密接な連携のもとで行動したことを明言した上で<sup>63</sup>、比較法的にも短期的であるとされる視点において、専ら関連市場で競争の阻害をもたらし得る事項のみを規制した。一方、FCCは、自らが有する専門的知識及び広範な規制権限<sup>64</sup>を背景に、申請者が自ら誓約するコミットメントを合併承認に際しての条件とすることによって、(例えば、州当局が自らの監督権限のもとで承認したUNE(s)の料金(率)等を含む)FCCが本来有する監督権限の範囲には必ずしも含まれない事項についても、自らが好ましいと考える政策を採択することに成功した。競争当局と規制当局との関係のあり方については、今後も議論の余地が存在し得るが、概して、競争当局の権限が、競争を阻害し得る事項を専ら事後的に規制することに存在することに鑑みた場合、本件で示された両者の連携のあり方は、1つの有用な事例を提示するものであると思われる<sup>65</sup>。

<sup>60</sup> AT&T社及びVerizon Communications社は、「グローバル・ティアール・ワン」(='Global Tier 1')と呼ばれるインターネットの最上流階層を構成するネットワークを保有する6つの事業者の中の2つであると言われるため、これらに対するピアリング(及び/又はトランジット)が、当該コミットメントによって、当該合併の条件とされた意味は大きい。

<sup>61</sup> 本件合併にともなう一連の合併審査において、バックボーン市場における反競争的効果は認定されなかった。

<sup>62</sup> In the Matters of Appropriate Framework for Broadband Access to the Internet over Wireline Facilities; Review of Regulatory Requirements for Incumbent LEC Broadband Telecommunications Services; Computer III Further Remand Proceedings: Bell Operating Company Provision of Enhanced Services; 1998 Biennial Regulatory Review - Review of Computer III and ONA Safeguards and Requirements; Inquiry Concerning High-Speed Access to the Internet Over Cable and Other Facilities; Internet Over Cable Declaratory Ruling; Appropriate Regulatory Treatment for Broadband Access to the Internet Over Cable Facilities, CC Docket No. 02-33; CC Docket No. 01-337; CC Docket Nos. 95-20, 98-10; GN Docket No. 00-185; CS Docket No. 02-52, Policy Statement, 20 FCC Rcd 14986; 2005 FCC LEXIS 5258; 36 Comm. Reg. (P & F) 1037, FCC 05-151 (rel. Sept. 23, 2005). 一般に「ブロードバンド政策声明」と呼ばれる。当該声明では、(1)ブロードバンドの提供を促進し、公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進する目的で、消費者は、自ら選択する合法的なインターネット上のコンテンツにアクセスする権利を有すること、(2)ブロードバンドの提供を促進し、公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進する目的で、消費者は、法執行の必要に服して、自ら選択するアプリケーションを作動させ、サービスを利用する権利を有すること、(3)ブロードバンドの提供を促進し、公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進する目的で、消費者は、自ら選択する、ネットワークに損害を与えない適法の機器を接続する権利を有すること、及び(4)ブロードバンドの提供を促進し、公共インターネットの開放され相互接続される性質を維持し促進する目的で、消費者は、ネットワーク・プロバイダー、アプリケーション・プロバイダー及びサービス・プロバイダー、並びにコンテンツ・プロバイダー間の競争を享受する権利を有すること、という4原則が示された。

<sup>63</sup> DOJ SBC/AT&T & Verizon/MCI, News, *supra* note 27, ¶ 1.

<sup>64</sup> 1996年電気通信法は、同法に定められた規制を、現実の事案に対して行使しないことをも含む広範な権限を、FCCに対して付与する。47 U.S.C. § 160 (a) (2007).

<sup>65</sup> 概して、特に合併事件又はライセンスの移転をともなう事件において、FCCは、少なくとも結果としては、競争当局による規制に対する上乗せ規制を行ってきた。例えば、拙稿・前掲注(1) [3. x]等を参照のこと。

<sup>66</sup> なお、近時のVoIP規制等に示される様に、消費者保護を目的とする事業法の存在意義については異論がない。例えば、拙稿「近時のアメリカ合衆国におけるIP電話規制について」群馬大学社会情報学部研究論集 第13巻 93頁以下(2006年) [3. x]等を参照のこと。See e.g. Daniel L. Cendan, Filling the Gaps: A principled approach to antitrust enforcement provides a necessary complement to the telecommunications act of 1996, 78 N.Y.U.L. Rev. 1755, 1788 (2003).

## (2) 地域Bell 電話会社を当事者とする大型合併に対する評価について-特にFCCにおける議論を中心に-

本件の合併審査では、FCCが、非常に大きな役割を果たした。FCCの同意命令は、4人の委員の全会一致で命じられた。しかし、前述した同意命令に対する各委員の評価は、規制緩和を推進してきた共和党支持者であるKevin J. Martin委員長及びKathleen Q. Abernathy委員と、それに反対する民主党支持者であるMichael J. Copps委員及びJonathan S. Adelstein委員との間で大きく異なり、これらの委員の全てが各々の補足意見を公表した。概して、共和党支持者の委員は、本件合併審査によって、(DOJによって導入された特別アクセスに関するものを除いて)本来は不必要な規制が導入されたと主張する<sup>6768</sup>。一方、民主党支持者の委員は、本件合併審査によって導入された規制は、最低限のものであり、更なる規制が必要であると主張する<sup>6970</sup>。

## (3) 近い将来における政策的課題について-特に規制の非対称性の問題を中心に-

本件合併に際して示された当局の判断は、一定の範囲で評価され得るものである。しかし、特に、規制の非対称性の問題を中心に、重大な問題も提起する。

まず、「インターネット・サービス・プロバイダー」(= 'Internet Service Provider(s)' /以下「ISP(s)」) サービスに対する規制の非対称性の問題についてである。1990年代末の所謂「Portland事件」<sup>71</sup>から近時の「ネットワークの中立性」(= 'network neutrality')に至る一連の議論は、物理的ネットワーク、特にその末端部分を保有する保有者が、エンド・ユーザーの視点から見た場合には類似のサービスを提供する場合であっても、異なる規制に服するという規制の非対称性の存在を契機に発生した<sup>72</sup>。民主党政権下のFCCは、ケーブル事業者に対しても、電話会社に類似の規制を賦課する方向で検討していた<sup>73</sup>。しかし、2001年に成立した共和党政権下のFCCは、一連の規制緩和政策を推進し、2005年9月23日、iLEC(s)やケーブル事業者を含む有線のブロードバンド・インターネット・アクセス・サービスの施設ベースの提供者に対して、当該サービスの一部である「伝送」(= 'transmission')の構成要素を、スタンドアローンのコモン・キャリア・ベースで提供する義務を廃止する規則を公表した<sup>74</sup>。また、合衆国最高裁判所も、2005年6月27日、National

<sup>67</sup> FCC, Chairman Kevin J. Martin Comments on Adoption of SBC/AT&T and Verizon/MCI Merger Orders, 2005 FCC LEXIS 5917 (rel. Oct. 31, 2005).

<sup>68</sup> FCC, Statement of Commissioner Kathleen Q. Abernathy, Concurring; Re: SBC Communications Inc. and AT&T Corp. Applicants for Approval of Transfer of Control (WC Docket No. 05-65); Re: Verizon Communications Inc. and MCI, Inc. Applications for Approval of Transfer of Control (WC Docket No. 05-75), 2005 FCC LEXIS 5917 (rel. Oct. 31, 2005).

<sup>69</sup> FCC, Statement of Commissioner Michael J. Copps, Concurring; Re: SBC Communications Inc. and AT&T Corp. Applicants for Approval of Transfer of Control, Memorandum Opinion and Order (WC Docket No. 05-65); Re: Verizon Communications Inc. and MCI, Inc. Applications for Approval of Transfer of Control, Memorandum Opinion and Order (WC Docket No. 05-75), 2005 FCC LEXIS 5917 (rel. Oct. 31, 2005).

<sup>70</sup> FCC, Statement of Commissioner Jonathan S. Adelstein, Concurring; Re: SBC Communications, Inc. and AT&T Corp. Applications for Approval of Transfer of Control, Memorandum Opinion and Order, WC Docket No. 05-65 (Oct. 31, 2005); Re: SBC Communications, Inc. and AT&T Corp. Applications for Approval of Transfer of Control, Memorandum Opinion and Order, WC Docket No. 05-65 (Oct. 31, 2005), 2005 FCC LEXIS 5917 (rel. Oct. 31, 2005).

<sup>71</sup> 例えば、拙稿「アメリカ合衆国地方政府によるAT&T社のケーブル回線の非AT&T社系インターネット・サービス・プロバイダーに対する接続義務付けの合法性-ブロードバンド通信回線網へのオープン・アクセス問題を中心に-」 公正取引 620号 (2002年6月号) 87頁以下 (2002年)等を参照のこと。

<sup>72</sup> 例えば、拙稿・前掲注(1) [3.2]等を参照のこと。

<sup>73</sup> See e.g. FCC, FCC Chairman to Launch Proceeding on Cable Access, Kennard Says Time is Right to Establish Record on Marketplace Developments (rel. June 30, 2000).

<sup>74</sup> In the Matters of Appropriate Framework for Broadband Access to the Internet over Wireline Facilities; Universal Service Obligations of Broadband Providers; Review of Regulatory Requirements for Incumbent LEC Broadband Telecommunications Services; Computer III Further Remand Proceedings; Bell Operating Company Provision of Enhanced Services; 1998 Biennial Regulatory Review - Review of Computer III and ONA Safeguards and Requirements; Conditional Petition of the Verizon Telephone Companies for Forbearance Under 47 U.S.C. § 160(c) with Regard to Broadband Services Provided Via Fiber to the Premises; Petition of the Verizon Telephone Companies for Declaratory Ruling or, Alternatively, for Interim Waiver with Regard to Broadband Services Provided Via Fiber to the Premises; Consumer Protection in the Broadband Era, CC Docket No. 02-33; CC Docket No. 01-337;

Cable & Telecommunications Assn v. Brand X Internet Services<sup>75</sup>において、ケーブル・モデム・サービスの法的性質をめぐる争いに最終的な判断を示して、当該サービスが、統合された情報サービスとして規制されることが確定した。このことは、iLEC(s)とケーブル事業者との間に存在した規制の非対称性を解消した<sup>76</sup>。また、ブロードバンド・サービスを可能とする伝送路の建設への誘因を確保した<sup>77</sup>。しかし、当該サービスの提供者は、厳格なコモン・キャリア規制に服することなく、ISPサービスの提供に際して、ネットワークの末端部分の伝送路に対して排他的な支配を有することが可能となった。

近時に「ネットワークの中立性」をめぐる議論が活発化してきた最大の理由は、ブロードバンド・インターネット・アクセス・サービスが情報サービスであることを前提としつつも、インターネットの「エンド・トゥー・エンド」(='end to end')<sup>78</sup>の構造を維持し、その変革をもたらし得る行為を規制する法的枠組みを構築するべきであるという考えが、説得力を有するようになってきたことに存在する。本件合併に際して、「インターネット政策声明」と調和する形での業務の遂行が条件付けられたことは、当該考えの支持者には、大きな収穫である。しかし、結果として、本件合併に際して誓約されたコミットメントが、それらを誓約した申請者と、その他のiLEC(s)及びケーブル事業者を含む有線のブロードバンド・サービスの提供者との間に、新たな規制の非対称性を発生させたことは否定出来ない<sup>79,80</sup>。

次に、MVPDサービスに対する規制の非対称性の問題についてである。MVPDサービスの提供に際しても、エンド・ユーザーに提供されるサービスの性質を基準に規制のあり方を判断する「機能的アプローチ」(='functional approach')が、依然として採用され、規制の非対称性をもたらしている<sup>81</sup>。そして、特に、近年の規制緩和以降も存続するケーブル・サービスに対する地方政府による監督権限の存在は、2005年初頭以降、当該サービスに対する規制の大幅な緩和、例えば、iLEC(s)によるMVPDサービスの提供の容易化を目的とする所謂「全米ケーブル・フランチャイジング」を含む連邦通信法の大幅な改正が、連邦議会で提案される契機をもたらしてきた<sup>82</sup>。

更に、音声通話サービスに対する規制の非対称性の問題についてである。当該サービスにおける規制の非対称性の存在は、顕著である。例えば、電気通信事業者が、PSTNを使用して当該サービスを提供する場合には、1934年連邦通信法の第II編にもとづいてコモン・キャリアとしての厳格な規制に服する。ケーブル事業者が、「ヴォイス・オーバー・インターネット・プロトコル」(='Voice over Internet Protocol'/以下

---

CC Docket Nos. 95-20, 98-10; WC Docket No. 04-242; WC Docket No. 05-271, Report and Order and Notice of Proposed Rulemaking, 20 FCC Rcd 14853; 2005 FCC LEXIS 5257; 36 Comm. Reg. (P & F) 944, FCC 05-150 (rel. Sept. 23, 2005).

<sup>75</sup> National Cable & Telecommunications Assn v. Brand X Internet Services, 125 S. Ct. 2688; 2005 U.S. LEXIS 5018 (2005) (以下「Brand X」)。例えば、拙稿「近時のアメリカ合衆国におけるケーブル・モデムを経由するブロードバンド・インターネット・サービスに対する規制をめぐる議論について・再論-National Cable & Telecommunications Assn v. Brand X Internet Servicesにおける合衆国最高裁判所判決を中心に」群馬大学社会情報学部研究論集 第13巻 125頁以下 (2006年)等を参照のこと。

<sup>76</sup> 当該問題の詳細については、拙稿・前掲注(75) [3.1]等を参照のこと。

<sup>77</sup> See e.g. FCC, Chairman Kevin J. Martin's Announcement Regarding the Supreme Court's Decision in Brand X (June 27, 2005).

<sup>78</sup> 通信の端点に知識を集中させ、2つの端点の間にあるネットワークを可能な限り簡単に構成するという考えのこと。Jade Clayton, McGraw-Hill Illustrated Telecom Dictionary 427 (2d ed. 2000)。「ネットワークの中立性」については、拙稿「近時のアメリカ合衆国における「ネットワークの中立性」をめぐる議論について」群馬大学社会情報学部研究論集 第14巻 175頁以下 (2007年)等を参照のこと。

<sup>79</sup> 本稿執筆の時点において、その他の有線のブロードバンド・サービスの提供者は、「ネットワークの中立性」との関連において、「トラフィック/通信量の遮断又は意図的な遅延」を行う場合にのみ、規制の対象とされる。

<sup>80</sup> ケーブル事業者が、全体として、2005年12月末日の時点で、全米で5,024万提供されているインターネット・アクセスを目的とする高速回線において50.8%(2,552万)の市場占有率を有する最大の提供者であることに鑑みた場合、それらに有利な規制の非対称性は問題視されるべきである様に思われる。FCC, High-Speed Services for Internet Access: Status as of December 31, 2005 at 12 Table 6 (July 2006).

<sup>81</sup> ケーブル事業者が提供するMVPDサービスは、専ら連邦通信法第VI編のもとで、ケーブル・サービスとして規制される。一方、iLEC(s)が提供するMVPDサービスは、無線通信によるものは、同法第III編(及び同法§ 652)のもとで無線として、公衆通信ベースのものは、同法第II編(及び同法§ 652)のもとで電気通信として、OVSによるものは、同法§ 653のもとでOVSとして規制されるほか、同法第VI編のもとで、ケーブル・サービスとして規制されるものも存在する。47 U. S. C. § 571 (2007).

<sup>82</sup> 第109連邦議会には、連邦通信法の大幅な改正を目的とする数多くの法案が提出された。詳細については、拙稿「アメリカ合衆国の第109連邦議会に提出された「ネットワークの中立性」についての政策に関する主要な法案について」群馬大学社会情報学部研究論集 第14巻 359頁以下 (2007年)等を参照のこと。

「VoIP」)<sup>83</sup>技術を使用して音声通話サービスを提供する場合には、同法第 VI 編にもとづいてケーブル事業者としての規制のみに服する<sup>84</sup>。

これらの問題の多くは、VoIP サービスに対する期待等にもとづく規制緩和が主張される現在においても、既存の通信制度が、インターネットを構成するネットワークとして利用されるものも含めて、最終的には、電気通信事業者が保有する PSTN の存在に大きく依存していることに起因する。

### 3-5 むすびにかえて

「IP への収束」が進行し、IP 技術にもとづく PSTN に代替するネットワークの構築が進行する中で、既存のインターネットの発展を支えてきた有効な競争と革新を維持しつつ、如何にして、非採算地域を含めて消費者に対するより優れたサービスの提供を可能とする規制的枠組みを構築するか、という議論が一段と活発化し、レイヤー型規制論又は水平型規制論<sup>85</sup>という考えにもとづく立法による規制的枠組みの抜本的修正の必要性が、より一層顕在化することとなるものと思われる。近時には我が国においても、ネットワークの中立性<sup>86</sup>、(電気)通信と放送の融合<sup>87</sup>及びそれらのサービスの提供者に対する規制のあり方<sup>88</sup>等の問題が議論されてきた。その様な考察において、近時の米国における電気通信事業者間の大型合併をめぐる議論は、我が国でも一定の意義を有するものと思われる。

## 4 テーマに関する将来計画

本研究は、報告者が従来から継続して実施してきた、インターネットが既存の情報通信制度、特に電気通信制度にもたらす多様な影響の 1 つを取り上げて検討を行ったものである。したがって、将来的にも、特に米国での議論を日本国内の状況に応じて検討する形で、電気通信制度のあり方に関する研究を継続する予定である。具体的には、平成 18 年度の(財)電気通信普及財団助成でも設定した研究テーマを発展させる形で、所謂「次世代のネットワーク」(= the Next Generation Network(s) / NGN(s))に代表される新たな通信ネットワークの構築が既存の情報通信市場に与える影響を含む研究を実施することを予定している。新たな通信ネットワークは、単に既存の電気通信サービス市場のみならず、情報サービス(すなわち、インターネット・サービス)市場及びビデオ・プログラム配信サービス市場の競争環境にも多大な影響を与えることが予測される。当該問題に関連して、既存の電気通信制度とともにインターネットが多大な影響を与えてきた既存の放送制度も含める形で、情報通信制度に関する研究を継続し、発展させることを予定している。

<sup>83</sup> VoIP とは、技術的には「音声トラフィックを IP 上でパケット伝送すること」を意味する。Uyless D. Black, Voice over IP 1-2 (2d ed. 2002). FCC は、VoIP の規制上の意味を公式には定義していないが、「如何なるものであれ、実時間の、多方向の音声機能を提供する IP が可能とするサービスであって、伝統的な電話に類似のサービスを含むが、それに限定されないサービスを含むもの」を意味する語として使用する。In the Matter of IP-Enabled Services, WC Docket No. 04-36, Notice of Proposed Rulemaking, 19 FCC Rcd 4863, 4866, ¶ 3 n.7, FCC 04-28 (rel. Mar. 10, 2004).

<sup>84</sup> 所謂「Brand X 事件」(前掲注(75)を参照のこと)の合衆国最高裁判決において、当該裁判所は、ケーブル事業者に対して、1934 年通信法第 II 編にもとづくコモン・キャリア義務の賦課を要求する MCI 社の申立てを却下した。Brand X, 125 S. Ct. at 2710-12 (2005). すなわち、ケーブル事業者は自らの伝送路を保有するにも関わらず、音声通話サービスの提供にともなう追加的な義務は賦課されない。

<sup>85</sup> レイヤー型規制論は、特にネットワークの下位層(物理層側)において、必要な競争を育成する目的で既存の規制を再検討し、上位層(アプリケーション層側)において、革新を維持し促進する際に有用である、と主張される。Richard S. Whitt, A Horizontal Leap Forward: Formulating a new communications public policy framework based on the network layers model, 56 Fed. Comm. L. J. 587, 672 (2004).

<sup>86</sup> 総務省「ネットワークの中立性に関する懇談会 報告書」(座長: 林敏彦 放送大学教授)(平成19年9月20日)では、行政当局が、ネットワークの中立性を、ブロードバンド政策における基本的視点の1つとして位置付けることの必要性が指摘された。

<sup>87</sup> 総務省「通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 報告書」(座長: 堀部政男 中央大学法科大学院教授)(平成19年12月6日)では、従来は放送法及び通信法等によって実現されてきた所謂「縦割り型」規制から、伝送路、コンテンツ、プラットフォーム等にもとづく「レイヤー型」規制への転換が提言された。

<sup>88</sup> 総務省「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)では、我が国の通信事業及び放送事業の各々において主要な役割を果たしてきた、日本電信電話株式会社及び日本放送協会のあり方について再検討を行うことが記された。

## 5 謝辞

平成 18 年度の(財)電気通信普及財団助成を受けるに際して、御理解と御協力を頂いた全ての皆様に対して、心よりの感謝を申し上げます。

### 【参考文献】

参考文献は、本報告書で引用した文献を含む。紙面の都合上、その詳細については、本報告書で概要を記載した拙稿(特にその後注)を御参照のこと。

### 〈発 表 資 料〉

題 名	掲載誌・学会名等	発表年月
根岸哲・川濱昇・泉水文雄(編) 『ネットワーク市場における技術と競争の インターフェイス』	有斐閣 松宮広和は、執筆分担者として、 第 3 章第 1 節「インターネットの 発展とメディア集中規制」197-214 頁を担当した。(共著)	2007 年 8 月
近時のアメリカ合衆国における電気通信事 業者間の大型合併をめぐる議論について -SBC Inc. と AT&T Corporation との合併及 び Verizon Communications Inc. と MCI, Inc. との合併を中心に-	群馬大学社会情報学部研究論集 第 15 巻 71-108 頁	2008 年 3 月
近時のアメリカ合衆国における電気通信事 業者間の大型合併をめぐる議論について・ 再論-AT&T Inc. と BellSouth Corporation との合併を中心に-	群馬大学社会情報学部研究論集 第 15 巻 109-132 頁	2008 年 3 月
AT&T Inc. と BellSouth Corporation との合 併に際して誓約されたコミットメントにつ いて	群馬大学社会情報学部研究論集 第 15 巻 343-364 頁	2008 年 3 月